

指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例（平成26年岩手県条例第38号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。